

答申第5号

答 申

「本人の暴行被害事案に関し司法警察職員が臨場し作成した現場臨場報告書一式」部分開示決定案件

第1 審査会の結論

平成22年3月2日付けで愛媛県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 個人情報開示請求

審査請求人は、平成22年2月16日、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「請求者の暴行被害事案に関し、平成19年 月 日 時頃、松山市（ 宅）に司法警察職員が臨場し、作成した現場臨場報告書一式」（以下「本件文書」という。）に記録されている自己に関する個人情報について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件開示請求に対する処分

実施機関は、平成22年3月2日、本件文書について、条例第17条第2項第1号及び第5号の規定に係る部分を非開示とし、本件処分を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、本件処分の取消しと全部開示決定を求め、平成22年4月30日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、愛媛県公安委員会に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書及び実施機関の理由説明書に対する「反論及び意見書」において主張する審査請求の理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 本件処分により開示された部分には、虚偽の内容が記録されており、以下、主位的審査請求の理由として本件文書の虚偽内容を、予備的審査請求の理由として審査請求人の平成22年3月8日付け個人情報開示請求に対する部分開示決定処分（同年同月18日付け生企第181号）に係る

部分開示文書（以下「文書A」という。）の虚偽内容を詳述する。

(2) 主位的審査請求の理由は、次のとおり。

ア 本件文書の「捜査状況及び措置」欄9行目「それを」から12行目末尾までについては、審査請求人は「

」という発言をしている。

イ 同欄15行目「供述調書」から17行目末尾までについては、審査請求人は、
する旨伝えられておらず、出頭など求められていない。

ウ 同欄20行目「
」については、審査請求人は、
とし
てほしい旨意思表示したのであって、応じなかったものではない。

(3) 予備的審査請求の理由は、次のとおり。

ア 文書Aの「申出内容」欄（表）8行目「供述調書」から10行目末尾までについては、このように出頭を促された事実は存在しない。「

」という記述をすること自体にも客観的に違和感を感じる。

イ 同欄（表）「
」については、上記アのとおり、事実不存在のことに了承するわけがない。

ウ 同欄（裏）「
」については、審査請求人は、
としてほしい旨意思表示したのであって、応じなかったものではない。

エ 同欄（続紙）9行目冒頭から13行目末尾までについては、たしかに審査請求人は
させてほしい旨は話したが、
などの事実は存在しない。この会話をし、
との回答の直後に
する旨告げて一旦帰宅している。

(4) そもそも本件は、被疑者の行為について、

を求めたもので、

と述べる本件文書作成者と他1名の司法警察職員に、審査請求人は、

「
」()

をする旨述べ、その後、松山東警察署へ出

頭し、現場臨場した他1名の司法警察職員から再度事情を聴取された際、
次のような会話があった。

審査請求人 「

」

他1名 「 」

審査請求人 「

」

他1名 「 」

と言って、手元の記録紙の表題「供述調書」部分に二重線を引いた(平成22年3月18日付け捜一第77号による部分開示文書により明らか)が、前記(2)イに係る記録部分の内容が真実であれば、他1名は「現場臨場の時その旨告知した」と言うはずで、この会話自体が審査請求人の言う(2)イ及び(3)イが真実であることを立証する補助事実(間接事実)である。

- (5) ところで条例第17条第2項第1号に規定する「当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれ」とは、具体的危険の有無判断を要し、抽象的危険の有無判断では足りないとする。

ゆえに、本件文書にある「職員の氏名」は、具体的危険があると客観的に考えられるので非開示が相当であるが、その他の非開示部分については、前後の文脈からそのような理由がないと推定される。

- (6) また、同項第5号に規定する「実施機関が認めることにつき相当の理由」についても抽象的危険では足りず、具体的危険が認められるときに限ると解する。なぜならば、その判断が実施機関のみでの裁量権に当たる以上、全てにおいてその恣意的な判断が横行し、合理性を持つ判断として許容される程度の基準が不明瞭にならざるを得ないからである。本案処分について検討するに「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」とする要件において、その

具体的危険は認められず、恣意的な処分であって相当ではない。

- (7) なお、条例は、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ個人の権利利益を保護することを目的としており(第1条)、本件処分による非開示部分の内容の真偽を開示により知ること自体が「個人の権利利益を保護する」ことに当たるから、同条の正当な解釈・運用にあっては少なくとも対象文書の内容が真正であることの疎明をしなければならず、審査請求人が本案における対象文書に虚偽内容が記載されていることを不服理由として挙げているのに対し、理由説明書では文言の意義についての説明に止まり、審査請求人のこの主観的理由について何ら言及していない本案処分庁は、条例第1条の基本的解釈及び運用を誤っているといわざるを得ない。また、真正であるとの明示が無い以上、黙示的に真正である確証がないということが推定できるが、前記(4)のとおり少なくとも虚偽内容であることの間接事実を適示しているのであるから、審査請求人の主観的理由を全く考慮しないことは不当である。
- (8) そもそも、本件文書記載の事案にあっては、審査請求人の申告に対し、単なる隣人同士の口論として断定し、本来の職務行為を実施しないその不作為に問題があり、また、審査請求人が審査請求人における過去の事案と同様な処理と思い込んだように人によって事件処理方法が違うこと自体に問題がある。
- (9) 本件文書の全体からは、審査請求人があたかも公務執行妨害罪(刑法第95条)の構成要件に該当する行為を実行しているように読み取れるが、審査請求人が本件文書作成人の行為に対し苦情を申し立てることを前提に、本件文書作成人は、保身の為、真実に反する内容の本件文書を作成していることが推定され、この解明及び本件文書作成人に対する虚偽公文書作成等(刑法第156条)での告訴行為に非開示部分を知ることが必要不可欠であるので、本件処分庁処分を取消し、全部開示処分することが相当である。
- (10) 以上のとおり、本案における部分開示処分は不当であり、全部開示処分を行わない条例上の規定が当てはまる部分があるとしても、部分開示につき再考が必要である。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が理由説明書で主張する非開示決定の理由は、概ね次のとおりである。

1 条例の定め

- (1) 個人情報の開示請求があった場合に開示しない個人情報については、条例第17条第2項各号で具体的に規定されており、同項第1号では、開示請求者以外の者の個人情報が含まれる個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの（当該個人が公務員等である場合の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（同号ウ）等の情報を除く。）とされている。
- (2) また、同号ウにおいて除くこととされている当該公務員等の氏名に係る情報については、関係職員の氏名を開示した場合、警察業務にあっては当該職員の私生活上の権利利益を不当に害するおそれが強いことから、組織における職員の地位等も考慮し、公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年愛媛県公安委員会規則第11号）第2条で「警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する警察官以外の職員をもって充てる職」と定めている。
- (3) 条例第17条第2項第5号の「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある個人情報」は、公共安全と秩序の維持の確保という県民全体の基本的利益の保護のため、開示しないこととされている。
- (4) なお、「支障を及ぼすおそれがある」とは、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共安全と秩序を維持するための警察活動等が阻害され、若しくは適正に行われなくなり、又はその可能性があることをいい、また、「実施機関が認めることにつき相当の理由」とは、本号に規定する情報に該当するかどうかの判断には犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められるため、司法審査の場においては、裁判所は実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性

を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断するものであることを明確にしたものである。

2 本件文書について

- (1) 本件文書は、平成19年 月 日 時 分、審査請求人からの暴行被害容疑事案通報に基づき、松山市 (宅)に、松山東警察署員が現場臨場し、関係者から事情聴取等を実施した結果を記載した公文書である。
- (2) 本件文書に記載されている内容は、審査請求人以外の第三者の供述や捜査中の事件の具体的な内容に基づき、本件事案に関する今後の捜査や事件処理の方向性、方針について警察官の判断が記載された捜査機関の方針等に関する情報であり、これらの情報を開示すれば、事件処理に係る捜査方針等が明らかとなり、開示された情報を基にして、将来開始される可能性がある捜査活動に係る犯罪に関わった者に、証拠隠滅等の隠ぺい工作や、その他の対抗措置、防衛措置を講じられるおそれがあることは否定できない。
- (3) なお、「現場臨場（届出受理）報告書」は、平成12年12月15日付け捜一第1472号「現場臨場（届出受理）報告書様式」の制定に基づき、捜査員等が認知又は現場臨場した事案に関し事案概要や処理状況を書面報告させ、早期のうちに組織としての管理体制を確立することを目的として作成するもので、捜査員等が認知した傷害、暴行等の刑事事件、又はその容疑事案等を対象としており、捜査員が現場臨場したもののほか、被害者が警察署に出頭し直接被害調書を録取するなどの届出受理事案であっても被害届が作成されない限り作成するが、現場臨場、非臨場を問わず窃盗事件のように被害届が提出され、書面により署長に報告がなされるものについては作成を要しない。

3 本件開示決定について

本件開示決定において非開示とした部分及び理由等は、次のとおりであり、本件開示決定は、適法、正当な処分である。

- (1) 決裁欄、作成者欄、「捜査状況及び措置」欄及び「臨場者」欄の警部補以下の警察職員の氏名及び印影

条例第17条第2項第1号ウに該当する警部補以下の職員の職務執行に係る情報であり、当該個人の氏名及び印影を開示すれば、当該公務員の私生活上の権利利益を不当に害するおそれがあるため。

- (2) 「事案の措置」欄の内容及び「捜査状況及び措置」欄の警察官が行った事案の判断内容

条例第17条第2項第5号に該当する部分であり、公にすることにより、次のとおり当該事件及び将来の同種事件の捜査に支障を及ぼすおそれがあるため。

ア 「事案の措置」欄の内容は、現場臨場した警察官が捜査を通じて一次的に判断した情報（方針）であり、上司の決裁を受けて決定したのではなく、この情報を基にして将来的に捜査を行っていくとした未確定のもので、公にすれば、警察官の認知事実を見て自己の供述を控えようと企図する者、虚偽の供述をしようと企図する者、相手の供述を見て自己の供述を変更しようと企図する者、関係者に見られることを考えて供述を躊躇する者などが生じるおそれがある。

イ 「捜査状況及び措置」欄の内容は、現場臨場した警察官が事情聴取の結果を基にして一次的に判断し、執った措置及び方針であり、この情報を基にして将来的に捜査を行っていくとした未確定のもので、公にすれば、警察官が判断した情報を見て、当事者等に不必要な混乱を引き起こすおそれがあるばかりか、自己の供述を控えようと企図する者、虚偽の供述をしようと企図する者、捜査方針を悪用する者などが生じるおそれがある。

- (3) 「被疑者」欄の本籍、職業、生年月日

条例第17条第2項第1号に該当する開示請求者以外の者の個人情報であり、開示すれば、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため。

第5 審査会の判断の理由

1 本件文書について

- (1) 本件文書は、平成 19 年 月 日 時 分、審査請求人からの暴行被害容疑事案通報に基づき、松山東警察署員が松山市 (宅) に現場臨場した際の事案の概要等が記録された公文書である。
- (2) なお、「現場臨場(届出受理)報告書」は、平成 12 年 12 月 15 日付け捜一第 1472 号刑事部長通知「「現場臨場(届出受理)報告書」様式の制定について」によれば、捜査員等が認知又は現場臨場した事案に関して、事案概要や処理状況を書面報告させ、早期のうちに組織としての管理体制を確立することにより、捜査遅延や捜査放置等の不適正取扱いを未然に防止することを目的として、発生日時、場所、被害者、被疑者、事案概要、捜査状況及び措置等について作成することとされているものである。

2 本件処分について

- (1) 本件処分により開示しないこととされた部分は、決裁欄の「係長」欄、本件文書を作成した司法警察員の氏名の記載及び押印部分、「事案の措置」欄、「被疑者」欄の被疑者の本籍、職業及び生年月日の記載部分、「捜査状況及び措置」欄の 6 行目冒頭から 8 行目にわたる部分及び 20 行目の一部分並びに「臨場者」欄である。
- (2) 当審査会は、本件文書及び関係資料の提示を求め見分したところ、本件処分において非開示とされた部分のうち、決裁欄の「係長」欄、本件文書を作成した司法警察員の氏名の記載及び押印部分、「捜査状況及び措置」欄の 20 行目の一部分及び「臨場者」欄の情報は、いずれも当時、警部補以下の階級にあった警察職員の氏名又は印影であることを確認した。
- (3) 「事案の措置」欄及び「捜査状況及び措置」欄の 6 行目冒頭から 8 行目にわたる部分には、それぞれ捜査に関する相当の情報が記録されていることを確認した。
- (4) また、「被疑者」欄のうち、被疑者の本籍、職業及び生年月日の記載部分の情報は、それぞれ被疑者に関する相当の情報であることを確認した。

3 本件処分の妥当性について

本件処分において非開示とされた個人情報の妥当性について検討したところ、次のとおりである。

(1) 条例第 17 条第 2 項第 1 号の該当性について

ア 個人情報の開示請求があった場合にも開示しない個人情報については、条例第 17 条第 2 項各号で限定的に列挙されているとおりであり、第 1 号本文では、開示請求者以外の者の個人情報が含まれる個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものとされている。

イ また、第 1 号本文ただし書きにおいて除くこととされている情報のうち、同号ウにいう当該個人が公務員等である場合の職務遂行に係る情報で当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分については、開示することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合又は当該公務員等が、そのおそれがあるものとして公安委員会規則で定める職にある警察職員である場合の当該公務員等の氏名に係る情報を除くこととされている。

ウ さらに、公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成 17 年愛媛県公安委員会規則第 11 号）第 2 条では、条例第 17 条第 2 項第 1 号ウの公安委員会規則で定める職は、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する警察官以外の職員をもって充てる職とすることを規定している。

エ 本件処分において非開示とされた部分のうち、決裁欄の「係長」欄、本件文書を作成した司法警察員の氏名の記載及び押印部分、「捜査状況及び措置」欄の 20 行目の一部分及び「臨場者」欄に記録された情報は、2(2)のとおり、いずれも当時、警部補以下の階級にあった警察職員の氏名に係る情報である。

オ したがって、これらの部分に記録された情報については、上記ウにいう公安委員会規則で定める職にある警察職員に係る情報であり、条例第 17 条第 2 項第 1 号ウに該当する職務の遂行に係る情報のうち、除くこととされている当該公務員等の氏名に係る情報に該当するこ

とから、警部補以下の職員の職務執行に係る情報であり、開示すれば当該公務員の権利利益を不当に害するおそれがある旨の理由を付し非開示とした実施機関の判断は妥当である。

カ また、「被疑者」欄のうち、被疑者の本籍、職業及び生年月日記載部分の情報は、2(4)のとおり、それぞれ被疑者に関する相当の情報であることが確認されており、前記アにいう開示請求者以外の者の個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものであることから、条例第17条第2項第1号に該当するものとして非開示とした実施機関の判断は妥当である。

(2) 条例第17条第2項第5号の該当性について

ア 条例第17条第2項第5号は、犯罪の予防・捜査等に代表される刑事法の執行を中心としたものに限定し、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある個人情報について非開示とすることを規定している。

イ 同号にいう「支障を及ぼすおそれ」とは、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共の安全と秩序を維持するための警察活動等が阻害され、若しくは適正に行われなくなり、又はその可能性があることをいい、具体例としては、犯罪の捜査等の事実若しくは内容、手段、技術若しくは体制又は情報提供者及び被疑者等に関する情報が含まれる個人情報〔愛媛県個人情報保護条例の解釈及び運用基準（平成14年3月制定。以下「解釈・運用基準」という。）〕が挙げられる。

ウ また、「おそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある個人情報」とされている点については、本号に規定する情報に該当するかどうかの判断に当たっては、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性が認められることから、司法審査の場においては、裁判所は実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを（「相当の理由」の有無の観点から）審理・判断する〔解釈・運用基

準) ことを踏まえ、このような規定振りとされているところである。

エ ところで、非開示とされた「事案の措置」欄及び「捜査状況及び措置」欄に記載された情報については、見分したところ、2(3)のとおりであり、現場臨場した警察官が本件事案について捜査を通じ一次的に認知した事実、判断した情報(方針)と認められるものである。

オ また、実施機関は、これらの情報について、第4の3(2)のとおり、公にすれば当事者等に不必要な混乱を引き起こすおそれがあるばかりか、警察官の認知事実や判断した情報を見て、自己の供述を控えようと企図する者、虚偽の供述をしようと企図する者、相手の供述を見て自己の供述を変更しようと企図する者、関係者に見られることを考えて供述を躊躇する者、捜査方針を悪用する者などが生じるおそれがあるとしているところ、実施機関の判断は、当該情報を開示することにより、犯罪の予防又は捜査に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められるものである。

カ したがって、公にすることにより、当該事件及び将来の同種事件の捜査に支障を及ぼすおそれがあるとし、条例第17条第5号に該当するものとして非開示とした実施機関の判断は、合理性をもつ判断として許容される限度内のものというべきであり、妥当である。

(3) その他の審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、条例は県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ個人の権利利益を保護することを目的としており(第1条)、本件処分による非開示部分の内容の真偽を開示により知ること自体が「個人の権利利益を保護する」ことに当たるから、少なくとも対象文書の内容が真正であるとの疎明をしなければならない旨主張しているが、条例の目的を実現するために付与する権利、負うべき義務その他の手続等に関しては、開示請求権(第15条)、開示請求手続(第16条)及び開示義務等(第17条)等各条でその内容、方法等が具体的に規定されているところである。

イ したがって、本件処分については、前記2及び3(1)、(2)で示したとおり妥当と判断されるものであり、また、実施機関が条例第17条外関係各条の規定に従い適正に処理したものと認められるものであるから、審

査請求人の主張は採用できない。

なお、その他、審査請求人は、種々主張しているが、当審査会の判断を左右するものではない。

4 本件処分の妥当性について

以上のとおり、条例第 17 条第 2 項第 1 号又は第 5 号に該当するものとして行った本件処分は、妥当と認められるので、結論のとおり判断した。

第 6 審査会の審議の経過等

当審査会の審議の経過等は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の審議の経過

年月日	処理内容
平成 22 年 6 月 16 日	諮問
同月 18 日	実施機関に理由説明書の提出を依頼
同年 7 月 15 日	実施機関から理由説明書を受理
同月 16 日	審査請求人に理由説明書を送付、反論書の提出を依頼
同年 8 月 6 日	審査請求人から「反論及び意見書」を受理
同月 11 日	実施機関に「反論及び意見書」を送付
同年 10 月 15 日	審査会（第 1 回審議）
平成 23 年 1 月 7 日	審査会（第 2 回審議）
同年 3 月 25 日	審査会（第 3 回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
宇都宮 純 一	愛媛大学法文学部教授	
客 野 久 子	えひめ DV 被害者サポートセンター代表	
桐 木 陽 子	松山東雲短期大学教授	
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	